

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節（第七節）（略）</p> <p>第八節 雑則（第四十九条 第五十四条の三）</p> <p>第三章（第八章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（他の制度の資産の移換）</p> <p>第五十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（脱退一時金相当額等の移換）</p> <p>第五十四条の二 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、脱退一時金相当額等（厚生年金基金の脱退一時金相当額）（厚生年金保険法第四百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。）（確定給付企業年金の脱退一時金相当額）（確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。）又は企</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節（第七節）（略）</p> <p>第八節 雑則（第四十九条 第五十四条）</p> <p>第三章（第八章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（他の制度の資産の移換）</p> <p>第五十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による資産の移換に關し必要な事項は、政令で定める。</p>

業年金連合会（厚生年金保険法第四十九条第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）の規約で定める年金給付等積立金（厚生年金保険法第六十五条第五項に規定する年金給付等積立金をいう。若しくは積立金（確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金をいう。）を総称する。以下同じ。）の移換を受けることができる。

2 前項の規定により資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、各企業型年金加入者等が当該厚生年金基金の設立事業所又は当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者等に係る第三十二条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

（政令への委任）

第五十四条の三 前二条に定めるもののほか、企業型年金の資産管理機関への資産及び脱退一時金相当額等の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

（脱退一時金相当額等の移換）

第七十四条の二 連合会は、政令で定めるところにより、脱退一時金相当額等の移換を受けることができる。

2 前項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、各個人型年金加入者等が当該厚生年金基金の設立事業所又は当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該個人型年金加入者等に係る第七十三条の規定により準用する第三十二条第一項の通算加入者

等期間に算入するものとする。

- 3 前二項に定めるもののほか、連合会への脱退一時金相当額等の移換
に
関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(脱退一時金)

第二条の二 当分の間、次の各号のいずれにも該当する企業型年金加入
者であつた者は、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に
、脱退一時金の支給を請求することができる。

一 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又
は個人型年金運用指図者でないこと。

二 当該請求した日における個人別管理資産の額として政令で定める
ところにより計算した額が政令で定める額以下であること。

三 最後に当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌
月から起算して六月を経過していないこと。

2 前項の請求があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当
該企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づき、その請求をした者
に脱退一時金を支給する。

3 脱退一時金の額は、第一項の請求をした者の個人別管理資産額とし
て政令で定める額とする。

4 脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受
けた月の前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者
期間並びに個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間は、
第三十三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の通算加入者等期
間に算入しない。

附則

5 企業型年金加入者であつた者が第一項の請求をした場合における第八十二条第一項第一号の規定の適用については、同号中「六月以内」とあるのは、「六月以内（当該企業型年金加入者であつた者が附則第二条の二第一項の請求をした日の属する月の初日から同条第二項の裁定を受けた日の属する月の末日までの期間を除く。）」とする。

第三条 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

一 四（略）

五 その者の通算拠出期間（企業型年金加入者期間（第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）及び個人型年金加入者期間（個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限るものとし、第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該期間を含む。）を合算した期間をいう。）が一月以上三年以下であること又は請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額以下であること。

六（略）

七 前条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。

2 5（略）

（脱退一時金）

第三条 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

一 四（略）

五 その者の通算拠出期間（企業型年金加入者期間（第五十四条第二項の規定により第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）及び個人型年金加入者期間（個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限る。）を合算した期間をいう。）が一月以上三年以下であること。

六（略）

2 5（略）

